

令和 3 年 6 月

遊佐町農業委員会第 3 回総会議事録

1. 開催日程 令和 3 年 6 月 25 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

議第 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 6 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議第 8 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博		
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
8	菅原幸男						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (2 名)

菅原恵里係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 6 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>はい、私の方から本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 1 名、出席委員 15 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>お忙しい中、大変ご苦労様です。田んぼの方は培土の時期ではありますが、梅雨に入ったためなかなか乾かないようではありますが、秋の刈り取りのためにもなるべく固くするようにしましょう。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチンも、やっと 65 歳以上の方々に接種が始まっています。昨日の情報ですと、中国製のワクチンを接種した国で再発が確認されているそうです。</p> <p>それから農林水産省が、「みどりの食料システム戦略」を策定しました。大規模自然災害・地球温暖化・生産者の減少、そして新型コロナウイルス感染症を契機とした生産・消費の変化等の政策課題に直面しているため、将来にわたって食料の安定供給を図ることを目的としたものです。農林水産省としては、生産者・団体・企業等の幅広い関係者との意見交換を重視して参考にし、これからの方向性を模索していくようです。</p> <p>一昨日の会議で、今年から 5 年間の目標となる「人・農地プランの実効性確保」が話題となりました。農地の集積・集約化を進める中における課題として、5 年後、10 年後には中心となる担い手の多くが 70 歳代に移行するということがあります。今後の農地の担い手をどのように確保していくか、農業委員会と意見交換の場を設けたいということでした。山形県農業会議の方で要請があった際は、対応よろしくをお願いします。</p> <p>それでは本総会に提出されました案件の慎重審議、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 7 番小野寺一博委員、9 番鈴木一弥委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。 報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について合計 6 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 補足説明資料は 1 ページからご覧ください。 番号 9 計 3 筆、129 m ² 番号 10 計 13 筆、20,331 m ² 番号 11 計 2 筆、2,842 m ² 番号 12 計 1 筆、1,616 m ² 番号 13 計 2 筆、6,570 m ² 最後に、 番号 14 計 5 筆、3,724 m ² 以上 6 件、全て相続による所有権の取得です。報告事項の詳細説明については以上です
議長	ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。 (15 番伊原委員が挙手し、議長が指名する)
15 番 伊原ひとみ会長代理	6 月 18 日に、202 会議室で委員全員が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 5 号から議第 7 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号 1 計 1 筆、658 m ² 贈与による所有権移転です。 現地調査については鈴木一弥委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。
議長	それでは、9 番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。

9 番鈴木一弥委員	<p>はい、現地の方は審査基準書の図にあるとおり国道沿いにある土地で、私も長年譲受人の隣の畑を耕作しているため譲受人については良く知っておりますし、畑がきちんと管理されていることも確認しております。譲受人の後継者に話を伺ったところ、昔個人間で売買をしていたが登記を直さないまま現在に至っており、土地の一部が国土交通省の収用対象となったことで、登記名義が直っていないことが判明したとのことでした。</p> <p>譲受人は申請地をきちんと管理しており、労働力や機械の面でも問題はありませんので、譲受人として適当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 5 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 6 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 2 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>親子間の使用貸借権設定で、期間は 20 年間です。</p> <p>番号 2 計 30 筆、70,960 m²</p> <p>貸人は農業者年金については、旧制度は過去に脱退一時金を受け取っているため受給資格はなく、新制度は老齢年金のみ受給資格がある方であるため、今回の経営移譲は農業者年金受給にかかわるものではありませんので、申し添えます。</p> <p>現地調査は佐藤会長より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは番号2について、私から現地調査報告をいたします。</p> <p>田んぼに関してはきれいに管理されております。譲受人世帯は、4~5年ほど前から地区で作りがいなくなった田を積極的に引き受けており、その引き受けた田もきれいに管理しております。</p> <p>今回の経営移譲については何ら問題なしと見てまいりました。</p> <p>私からの報告は以上です。</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第6号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は3ページからご覧下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転は1件、(2) 利用権設定は新規設定が1件、再設定が2件、(3) 利用権移転は9件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1) 所有権移転について</p> <p>番号5 計1筆、6,038㎡</p> <p>総額400,000円の売買による所有権移転で、売買は譲渡人の希望によるものです。</p> <p>現地調査は高橋正樹委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。</p> <p>所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2) 利用権設定について、番号27と28は同一人と再設定です。</p> <p>番号27 計1筆、1,450㎡</p> <p>期間は5年、0円の契約です。</p> <p>続きまして、</p> <p>番号28 計2筆、9,798㎡</p> <p>単価は19,000円、期間は5年です。</p>

	<p>最後に番号 29 は新規に設定です。 計 5 筆、24,309 m² 単価は 15,000 円、期間は 10 年です。 これまでは所有者が管理していた土地ですが、亡くなられたため借人が作るようになったそうです。 利用権設定についての説明は以上です。 最後に、(3) 利用権移転について、説明します。 利用権移転は賃貸借契約の借人を変更するもので、今回は経営移譲のため親子間で借人を変更します。これまで父が借人でしたが、後継者である子へ借り手を変更するものです。 金額や終期など、その他の内容については何も変更はありません。 対象者についてはこの他に、農地中間管理機構を通した契約もありますが、それらについては今後中間管理事業のスケジュールに合わせて今回の異動のように借人を変更する予定です。 番号 1 計 5 筆、19,589 m² 単価は 21,000 円、残りの期間は 9 ヶ月です。 番号 2 計 6 筆、9,936 m² 単価は 20,000 円、残りの期間は 1 年 6 ヶ月です。 番号 3 計 2 筆、2,665 m² 単価は 15,000 円、残りの期間は 9 ヶ月です。 番号 4 計 2 筆、1,146 m² 単価は 21,000 円、残りの期間は 3 年 9 ヶ月です。 番号 5 計 2 筆、2,310 m² 単価は 17,000 円、残りの期間は 3 年 9 ヶ月です。 番号 6 計 4 筆、11,253 m² 単価は 21,000 円、残りの期間は 1 年 7 ヶ月です。 番号 7 計 8 筆、17,501 m² 単価は 17,000 円、残りの期間は 3 年 9 ヶ月です。 番号 8 計 25 筆、34,902.87 m² 単価は 18,000 円、残りの期間は 5 年 7 ヶ月です。 最後に、 番号 9 計 5 筆、12,346 m² 単価は 15,000 円、残りの期間は 9 ヶ月です。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは (1) 所有権移転の番号 5 について、11 高橋正樹委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>はい、審査基準書の 3 ページをご覧ください。 3 日に現地調査を行い、譲受人にも話を聞いてまいりました。この土地は 10 年位前から譲受人が借りていて作付していたそうです。その当時は桑畑とうど畑になっていて石だらけだったそうです。今は見事にきれいになっていてうるいがたくさん作付されておりました。 今後とも今まで同様うるいを作付して管理していくということでしたので、何ら問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明と委員からの現地調査報告に対して、何か質問意見等はございますか。</p>

	(12番 大谷 進一 委員挙手)
12番大谷進一委員	(2) 番号29についてお尋ねします。貸人の経営面積と今回の申請地の面積に差がありますが、貸人はすべての面積を貸し付けするわけではないのでしょうか。
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	貸人の所有する農地の内、集落の共有田や畑などは今回の対象からは除いているため、経営面積との間に差が生じたものです。
12番大谷進一委員	その貸付しない土地については、貸人の自作ということによろしいでしょうか。
事務局	はい、第三者への貸付は行わないため必然的に自作地となり、管理は貸人が行うこととなります。
議長	他に何か質問意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に議第8号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は6ページから、補足説明資料は3ページからご覧ください。 議案書の16ページの下段に、意見依頼書を掲載しております。 番号1、農用地区域より除外しようとする土地は、計1筆、414㎡です。 変更理由は一般住宅新築のためです。 申請地は、都市計画区域外、土地改良事業受益地内で、集落の北西部に位置しております。住宅の新築のために農振除外したいということで申請されたものです。 農振法第13条第2項では、農用地区域から除外する要件については、 1. 他に代替する土地がないこと 2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと 3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと 4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと 5. 土地改良事業から8年以上経過していること 以上の全てに該当する必要がありますが、全て要件を満たすと考えます。

	<p>番号 2、農用地区域より除外しようとする土地は、計 1 筆、4,201 m² です。</p> <p>変更理由は小学校駐車場整備のためです。</p> <p>申請地は、都市計画区域内、土地改良事業受益地内で、小学校の東側に位置しております。令和 5 年度開校予定の新小学校のバス回転場及び駐車場用地のために農振除外したいということで申請されたものです。</p> <p>農振法第 13 条第 2 項の、農用地区域から除外する要件については、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>18 日に、いずれも高橋部会長、大谷副部会長、小松部会員の 3 名で現地調査を行っていただいておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、11 番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>はい、それでは報告いたします。</p> <p>始めに番号 1 についてですが、審査基準書の 6 ページ、7 ページをご覧ください。この土地については今まで転作のため大豆が作付されておりましたが、申請者は道路を挟んで向かい側にある実家の方に住んでおりますが、子育てのことを考えて分家住宅を建てることにしたそうです。その予定地の西側にパプリカを栽培しているハウスがありますが、そのハウスの持ち主からも了解を得ているとのことでした。最後に、土地の境界だけははっきりしてくださいとお願いしてきたところです。</p> <p>次に番号 2 ですが、事務局からの説明にもあったように現在の小学校の東側に位置している土地で、皆さんもご存知の通り令和 5 年度から新しい小学校が開校となります。今現在バスは 3 路線だそうですが、新小学校になると 10 路線まで増える見込みということでした。そこでそのバスの回転場及び駐車場として、この土地を利用するそうです。また、最後をお願いしてきたんですけど、その土地の東側に L 字擁壁を設ける予定だということでしたが、その擁壁の隣になる田の草刈りに問題が生じないようにお願いしてきたところです。何ら問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。次に、12 番大谷進一副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番大谷進一委員	<p>はい、報告します。ただいま部会長から説明がありましてとおり、どちらの案件についても、何ら問題ないかと思えます。</p>
議長	<p>続いて、5 番小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
5 番小松正志委員	<p>私も、部会長、副部会長と 3 名で見てきましたけれども、何ら問題ないと思えます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>私からひとつ質問させていただきます。今回の内容だと隣の田の草刈りに影響が生じることが懸念されますが、畦畔について防草シートをするなどの話はありましたか。</p>

5 番小松正志委員	<p>そういった話は特にありませんでしたが、影響が生じないように配慮するということでした。</p>
議長	<p>他に質問はありますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、</p> <p>議第8号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで6月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>